



第7期 泉大津市障がい福祉計画

第3期 泉大津市障がい児福祉計画



令和6年3月
泉大津市

計画策定の趣旨

障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、国における障がい福祉施策の推進とともに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、各種障がい福祉サービス等の計画的な整備や支援と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定が市町村に義務付けられています。

現行の計画が期間満了を迎えることから、本市の現状・課題等を踏まえ、「第7期泉大津市障がい福祉計画・第3期泉大津市障がい児福祉計画」を策定します。

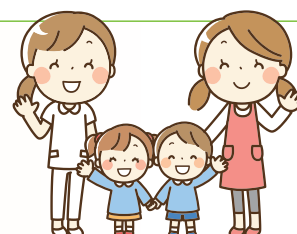
第7期泉大津市障がい福祉計画

障がい福祉サービスが円滑に利用できるよう必要な体制を確保するための方策を定めます。



第3期泉大津市障がい児福祉計画

障がい児通所支援等が円滑に利用できるよう必要な体制を確保するための方策を定めます。

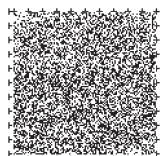
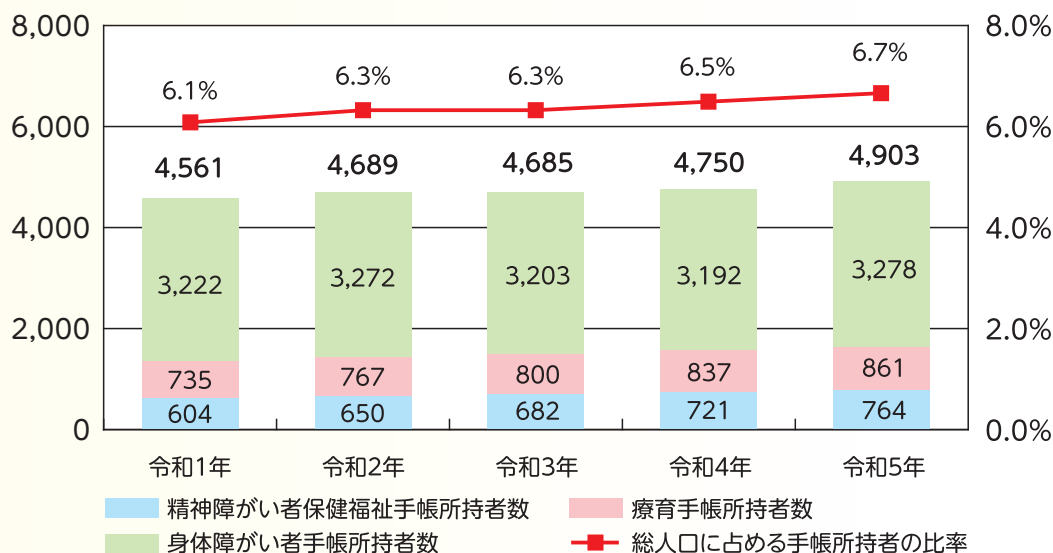


計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

泉大津市の障がいのある人の現状

障がい者数（手帳所持者）は年々増加し、身体障がい者は増減を繰り返す一方で、知的障がい者、精神障がい者の増加割合が大きくなっています。また、難病法に基づく指定難病の範囲が拡大しています。



計画策定に当たっての課題

地域生活環境の整備

- 緊急時の相談支援や受け入れの場の提供、体験の機会を通じた地域での一人暮らしやグループホームでの生活への移行の支援体制等を備えた地域生活支援拠点の整備が求められています。

相談支援体制の充実・強化

- 障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療的な面での相談や、福祉の専門職を配置した相談窓口の設置等、専門性の高い相談先が強く求められています。
- 基幹相談支援センターを中心とした総合的な相談対応と、地域の相談支援事業所への専門的な研修、人材育成等による専門性の向上や、各事業所との連携による地域全体での相談支援体制の強化を図ることが望まれています。

ライフステージに応じた切れ目のない療育体制の整備

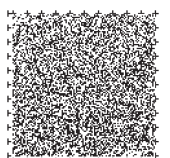
- 障がいのある児童へ発達段階にあった適切な支援体制を整えるためにも、引き続き健診や相談体制の充実や、児童の特性や成長段階に応じた支援、悩みを抱える保護者への支援が必要です。
- 障がいのある児童等の支援をライフステージの各段階において適切に行うことや、保健、医療、教育等の関係機関で情報の共有と連携を行うことで、重層的な支援体制が求められています。

社会参加や自立に向けた就労支援の充実

- 障がいに対する正しい知識や、合理的配慮等の周知、障がい特性が理解され、適切な対応のもと働くことができる環境整備に向けて、企業や市民への働きかけが必要です。
- 障がいのある人の希望する職種や労働条件と、その人の能力や適性を把握する就労アセスメントを踏まえて就労を支援する就労選択支援の実施に向けた検討が必要です。

障がい福祉に関わる人材の確保・育成

- 継続して障がい福祉サービスを提供するためにも、人材確保に向けた取組の支援や、職員が専門性を高めるための研修の機会の確保が求められています。
- 福祉に関わる人を増やすためにも、職員の負担が大きいといった実態の改善策の検討や、福祉に関する職場に対するイメージの改善も必要となります。



計画の基本的な考え方

本計画では、泉大津市第5次障がい者計画に基づく基本理念と、国や府の考え方を踏まえて、7つの基本方針を定めます。

基本理念 共に生き、支え合い、誰もが輝くまち 泉大津

基本方針

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がいの種別や年齢によらない総合的な福祉サービスの提供
- (3) 入所等から地域生活移行に向けたサービス提供と相談体制の充実
- (4) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援体制の構築
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

計画の目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標 地域生活への移行

- 令和8年度末までの福祉施設から地域生活への移行者（累計）：2人
- 令和8年度末の施設入所者数：41人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標 保健、医療、福祉関係者による協議の場

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場を年1回開催します。
- 協議の場では、保健関係者（1人）、医療関係者（2人）、福祉関係者（5人）が参加し、目標の設定とその評価を年1回実施することとします。



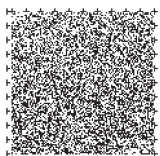
3 地域生活支援の充実

目標 地域生活支援拠点等

- コーディネーターの配置をすすめ、緊急時の連絡体制を構築、運用状況の検証・検討を行います。

目標 強度行動障がいのある人への支援

- 強度行動障がいのある人の実情や支援ニーズの調査を行い、支援体制を検討します。



4 福祉施設から一般就労への移行等

目標 一般就労への移行

- 令和8年度末までの
一般就労移行者数(累計)：26人
就労移行支援から16人
就労継続支援A型から3人
就労継続支援B型から7人
- 一般就労へ移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合
→60%以上

目標 一般就労への定着

- 令和8年度の
就労定着支援利用者数：10人
- 就労定着率が7割以上の
就労定着支援事業所の割合 →25%以上

目標 工賃の向上

- 令和8年度の就労継続支援B型事業所の
工賃の平均額→15,000円

5 障がい児支援の提供体制の整備

目標 重層的な地域支援体制の構築

- 児童発達支援センターを継続
- 障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の整備

目標 重症心身障がい児への支援

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス
→各1箇所

目標 医療的ケア児への支援

- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の継続
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人配置

6 相談支援体制の充実・強化等

目標 地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化します。

- 地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言：12件／年
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援：1件／年
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施：1回／年
- 個別事例の支援内容の検証：1回／年
- 基幹相談支援センターにおける主任相談専門員の配置：令和7年度より1人



目標 協議会機能の実効性向上

地域自立支援協議会とその専門部会等において、地域課題を整理し、課題解決に向けた必要なサービス、支援について、検討を進めます。

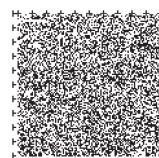
- 個別事例の支援内容の検証：1回／年
- 相談支援事業所の参画による事例検討の実施：1回／年
- 協議会の専門部会(4部会)の実施：1回／年

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標 サービスの質の向上に向けた取組

サービスの質の向上に向けて、大阪府及び関係機関等と情報の連携・共有を行う体制構築に取り組みます。

- 大阪府の実施する研修等への市職員の参加人数：20人／年
- 障がい者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有：12回／年
- 指導監査結果の関係自治体との共有：2回／年



各種サービスについて

1 障がい福祉サービス

月あたり

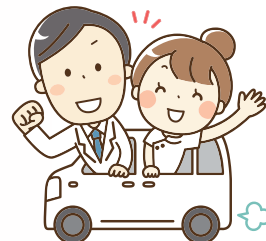
サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	274人 5,150時間	291人 5,459時間	305人 5,733時間
重度訪問介護	23人 4,949時間	23人 4,949時間	24人 5,167時間
同行援護	32人 636時間	34人 677時間	35人 698時間
行動援護	8人 195時間	9人 219時間	9人 219時間

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (ショートステイ)	45人 291人日	48人 314人日	50人 324人日
生活介護	162人 3,176人日	170人 3,327人日	177人 3,467人日
自立訓練 (機能訓練)	1人 10人日	1人 10人日	1人 10人日
自立訓練 (生活訓練)	12人 195人日	13人 211人日	15人 243人日
療養介護	8人	9人	9人
就労移行支援	29人 514人日	31人 549人日	33人 583人日
就労継続支援 (A型)	46人 821人日	49人 873人日	52人 926人日
就労継続支援 (B型)	304人 5,434人日	320人 5,715人日	337人 6,015人日
就労定着支援	9人	10人	10人
就労選択支援	—	10人	11人

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	107人	113人	119人
施設入所支援	43人	42人	41人

訪問系サービス

- 障がいのある人が、住み慣れた自宅で安心して暮らすために、日常の介護や家事援助、外出の支援などを行います。



日中活動系サービス

- 障がいのある人の生活機能や身体機能の維持・向上や生きがいづくり、就労に向けた支援を行います。

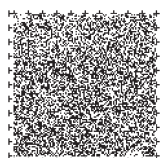


居住系サービス

- 障がいの特性や意向に応じて地域で生活ができるよう、多様な住まいの整備を推進します。

相談支援

- 必要とするサービスや支援を提供できるよう、相談支援を行います。



サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	215人	227人	238人
地域移行支援	3人	3人	3人
地域定着支援	3人	3人	3人

2 障がい児に関するサービス

月あたり

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	116人 1,344人日	118人 1,367人日	120人 1,391人日
放課後等 デイサービス	397人 3,867人日	404人 3,935人日	410人 3,994人日
保育所等訪問 支援	3回 9人日	3回 9人日	3回 9人日
障がい児相談支援	69人	70人	71人

障がい児に関するサービス

- 障がいのある子どもの発達への支援や、集団生活への適応訓練等を行います。



3 地域生活支援事業

年あたり

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	4人	4人	4人
手話通訳者派遣事業	73件 284時間	76件 296時間	80件 311時間
要約筆記者派遣事業	1件 4時間	1件 4時間	1件 4時間
日常生活用具 給付事業	介護・訓練支援用具	13件	14件
	自立生活支援用具	23件	24件
	在宅療養等支援用具	12件	13件
	情報・意思疎通支援用具	21件	22件
	排泄管理支援用具	1,266件	1,316件
	居宅生活動作補助用具	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業	14人	15人	15人
移動支援事業	198人 27,082時間	207人 28,385時間	217人 29,771時間

地域生活支援事業

- 障がい福祉サービス以外に、日常生活の様々な困りごとに対する支援を行います。

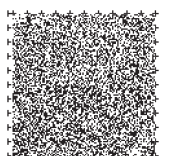


※重度障がい者等包括支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援のサービスは、現在利用がない状況ですが、ニーズに合わせてサービス提供を実施します。

サービス確保のための方策

利用者ニーズに対応した障がい福祉サービス等の提供

- 次の5点に基づき障がい福祉サービスの提供を推進します。
 - (1) 自立支援給付(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等)の充実
 - (2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備
 - (3) 福祉施設から一般就労への移行及び定着の推進
 - (4) 強度行動障がいや高次脳機能障がい者の支援体制の整備
 - (5) 依存症対策の推進



相談支援対策の充実及び地域生活移行・定着の促進

- 基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援事業者をはじめサービス提供事業者、医療機関、就労支援機構、障がい者団体等と構成する「地域自立支援協議会」の適切な運営に努め、地域関係機関とのネットワークの充実を図ります。

障がい児支援サービスの提供体制の確保

- 児童発達支援センターが、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障がい児通所支援事業所への専門的な助言・指導を行うとともに、障がい児の発達支援の入口となる相談窓口としての役割を果たすことができるよう、支援体制の整備とその周知を図ります。

地域生活支援事業の実施

- 地域生活支援事業は、自立支援給付による各種の障がい福祉サービスなどとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせるための事業で、サービスの提供体制の確保や計画的な実施に努めていきます。

障がいへの理解促進、啓発

- 障がいのある人への虐待の早期把握及び対応など、市民及び支援を提供する事業所などに周知、啓発を図り、虐待の予防、対応への体制づくりに努めます。

- (1) 障がい者雇用促進に向けた啓発活動
- (2) 障がい者雇用を促進するための体制の整備
- (3) 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進
- (4) 虐待の予防、早期把握、対応への体制づくり



障がい福祉サービス等の質の向上

- サービス提供にあたり、事業者等における、利用者への安全確保や感染症対策等への取組を進めていくとともに、障がいのある人が安心してサービスを利用できるよう、権利擁護の視点を含めた研修等や職場環境の改善の徹底に取り組んでいきます。

第7期 泉大津市障がい福祉計画 第3期 泉大津市障がい児福祉計画
《概要版》 発行年月：令和6年3月

編集・発行／泉大津市 保険福祉部 障がい福祉課
〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号
電話番号 0725-33-1131 ファックス番号 0725-33-7780

